

議第39号

三島市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例案

三島市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年三島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表その他の非常勤の特別職の職員の項中「39,200円」を「34,900円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

平成24年2月21日提出

三島市長 豊岡 武士